

自由民主党道州制推進本部「道州制に関する第3次中間報告（案）」に関する申し入れ

平成20年7月9日

全国知事会 道州制特別委員会
委員長 石井正弘

自由民主党道州制推進本部では、先日の総会において、道州制に関する第3次中間報告（案）が、今後執行部が修正を行い成文とすることです承された。

今回の中間報告（案）は、中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行することを一番の目的としており、分権型社会の構築を目指している点において、その基本的な認識は、前回の第2次中間報告に引き続き、全国知事会の「道州制に関する基本的考え方」と大きな相違はないものと理解しているところである。

これを受けて、本日、全国知事会道州制特別委員会を開催し、この中間報告（案）に対する意見をとりまとめたので、ここに我々の基本的な考え方と異なる主な論点について意見を申し上げたい。

1 国・道州・基礎自治体の役割分担について

内政に関する事務は基本的に地方が一貫して担うという我々の立場から見ると、役割分担の骨子（案）では、国家戦略の名の下に、国に多くの役割が付与されているが、国と地方の二重行政解消の観点から、懸念されるところである。

2 税財政制度について

道州制における税財政制度については、「シビル・ミニマム交付金」と称する新たな国からの交付金の創設を提案しているが、国庫補助負担金類似の交付金の創設であるならば、地方の自由度・裁量性を高めることに繋がらず、地方分権推進の観点から極めて問題があると考えられる。

また、素案段階で記述のあった消費課税の国一元化については今回盛り込まれていないが、地方税財源の充実強化と偏在是正には地方消費税の充実が最も適当であり、今後の検討に当たっても、限りなく偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築することを基本方向とすべきである。

3 区割りについて

4 パターンの区割り案を示しているが、こうした枠組の議論は、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて行われるべきものであり、一方的に区域を絞り込むなど、枠組を先行させた議論を行うべきではないと考える。

4 道州制議論の今後の進め方等について

道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題であり、国会や中央省庁のあり方等を含め、道州制の具体的なイメージについて、分かりやすく情報発信を行うことが必要である。

加えて、真に地方分権の進展に寄与する道州制議論に向け、国民的な幅広い議論を行うことが必要である。

また、道州制の議論が地方分権改革を停滞させることがあってはならず、第二期地方分権改革を着実に推進するよう、強く要請する。